

府 政 防 第 6 7 1 号
消 防 災 第 6 3 号
国 海 防 第 3 0 号
水 港 第 8 8 2 号
平成 2 8 年 5 月 2 0 日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

消 防 庁 次 長

国 土 交 通 省 港 湾 局 長

水 産 庁 長 官

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律による災害対策基本法の一部改正について

本日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号。以下「分権一括法」という。）が公布され、同法による災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部を改正する規定が本日から施行されました。また、分権一括法による改正後の災害対策基本法の施行にあわせて、災害対策基本法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第225号。以下「改正令」という。）が公布され、本日から施行されました。

貴職におかれましては、下記の改正内容を御理解の上、今後の防災対策の推進に万全を期するとともに、貴都道府県内の市町村並びに関係する港湾管理者（一部事務組

合及び港務局を含む。)及び漁港管理者に対しても周知いただきますようお願いいたします。併せて、災害対策基本法に基づく防災基本計画に基づいて地域防災計画の修正を行うなど必要な見直しを進められるようお願いいたします。また、今般の改正は、港湾管理者(港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第4号の道路(同条第6項の規定により同号の道路とみなされたものを含む。))を管理している者に限る。以下同じ。)又は漁港管理者(漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第2号イの道路(同法第40条第1項又は第2項の規定により同号イの道路とみなされたものを含む。))を管理している者に限る。以下同じ。)(以下「港湾管理者等」という。)が災害時に車両の移動等を行うことを措置するものですが、港湾又は漁港を有しない地方公共団体におかれましても、改正内容をご理解頂き、引き続き、今後の防災対策に万全を期して頂きますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。また、下記中の条文番号は特に断りがない限り、分権一括法による改正後の災害対策基本法(以下「法」という。)又は改正令による改正後の災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号。以下「令」という。)のものです。

また、各都道府県警察に対しては、別途、警察庁から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「災害対策基本法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴う対応について(通達)が発出されておりますので、参考に添付いたします。

記

第一 法改正の背景等

災害対策基本法の一部を改正する法律(平成26年法律第114号)により、首都直下地震、大雪災害等の発生により想定される、立ち往生車両・放置車両についての対策を強化するため、道路管理者(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)

- ① 車両等の占有者等に対し、当該車両等を道路外に移動すること等必要な措置をとることを命ずること(第76条の6第1項)
- ② 当該車両等の占有者等が命令に従わない場合又は現場にいない場合等において、自ら必要な措置をとること(同条第3項)
- ③ ②の場合において、やむを得ない限度において車両等を破損すること(同条第3項)
- ④ ①又は②の措置をとるためにやむを得ない必要があるときは、必要な限度において他人の土地を一時使用し、又は障害物を処分すること(同条第4項)

を行うことができることとし、合わせて、③及び④の場合について、損失補償規定を設けたところ。(第82条第1項)

今般、平成27年地方分権改革に関する提案募集において、港湾法に規定する港湾管理者及び漁港漁場整備法に規定する漁港管理者に対しても、道路管理者と同様に放置車両の移動等を行うことを可能とするための法改正を行うべきとの提案がなされたことから、必要な措置を講ずるものである。

なお、立ち往生車両や放置車両の発生そのものを抑制するために、災害時には一般車両の利用を極力控えることや、災害時に運転者がとるべき行動（車を置いて避難する際はできるだけ道路外の場所に移動するか、やむを得ないときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーはつけたままとするか運転席等の車内の分かりやすい場所に置いておきドアはロックしないこと等）について、引き続き十分に周知し、運転者の意識啓発を図ることとされたい。周知に当たっては、防災訓練や交通安全に係る広報啓発の場等を通じ、地方公共団体の防災部局や道路部局を始めとする関係部局や関係機関が連携して平時から適切な運転者等に対する普及啓発を図ることとされたい。また、発災時においても、こうした災害時にとるべき行動について広く呼びかけること、さらに、大雪が予想されるときには、大雪に備えあらかじめチェーンの装着等の準備をすることを呼びかけることとされたい。

第二 分権一括法による改正の趣旨及び主な内容

1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

(1) 趣旨

災害が発生した場合に、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間すら確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあることから、港湾管理者等に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等に関する権限を付与することとしたものである。ここでいう「その他の物件」とは、車両から落下した積載物などを主に想定しているが、車両とともに緊急通行車両の通行の妨害となっているものは今回の措置の対象となり得るものである。

車両の移動等を行うに当たっては、被災地域外から被災現場までのルートを適切に確保するため、地方公共団体の防災部局や道路部局を始めとする関係部局や関係機関が連携して緊急通行車両の通行空間確保について検討・対処する必要があることから、他の関係部局や関係機関と、平時より具体的な対応方針の作成や合同防災訓練の実施等により、緊密に連携を図るとともに、発災時においても、情報を共有し、十分に連携して臨機応変に対応されたい。

特に、被災地域の港湾管理者等が車両の移動等を行おうとする場合には、当該港湾管理者等のみの人員や資機材では対応しがたいことも想定されることから、国や他の地方公共団体、民間事業者による応援・協力体制など、発災時に関係者で連携して速やかな道路啓開が行われる体制を構築されたい。

(2) 内容

① 道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令について（第1項）

港湾管理者等は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができるものとした。また、これらの指定及び命令については港湾管理者等のみの判断で行うことができるものとしている。

具体的な車両等の占有者等に対する命令の内容としては、車両その他の物件について、

- ・道路の左側や歩道への移動
- ・車間を詰めること（空いたスペースへの車両の移動）
- ・沿道の空地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の車両への再積載

等を想定しており、これにより、緊急通行車両の通行を確保するため最低限一車線の通行を確保することを想定している。なお、命令は書面の提示又は口頭で行うものである。

道路区間の具体的な指定方法については、指定すべき道路の区間の起終点を示すことによって行うほか、一定の区域内の当該港湾管理者等が管理する道路の区間を包括的に指定する等の指定も可能なものである。指定に当たっては、道路の状況等を勘案し、指定が必要となる（車両の移動等の措置が必要となる）区間が不足なく含まれるよう留意して行うことが望ましい。

また、令第33条の3において、港湾管理者等が、道路区間の指定をしようとする場合においては、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならないものとし、緊急を要する場合（道路区間の指定に緊急を要するものの、通信手段がないことで指定前に通知することが困難な場合を含む。）で、あらかじめ、当該都道府県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならないものとした。なお、通知の方法については、原則として、書面で行うこととするが、緊急を要する場合においては、口頭で行

うこととしても差し支えない。ただし、口頭で通知を行ったときは、事後において、速やかに書面を送付することとされたい。

② 指定道路区間の周知について（第2項）

港湾管理者等は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならないものとした。なお、周知の方法については、災害時であることに鑑みて、指定箇所周辺での立て看板の設置、記者発表等を活用して行うことを想定しており、指定道路区間内に在る者に対して、個々に伝達することを要するものではない。

③ 港湾管理者等自らが行う車両の移動等について（第3項）

以下に掲げる場合において、港湾管理者等は、自ら①の措置をとることができるものとした。

- 一 ①の措置をとることを命ぜられた車両等の占有者等が、当該措置をとらない場合（車両等の占有者等が命令に従わない場合や、命令はしたもののタイヤのパンクや燃料切れ等により直ちに措置をとることができない場合を想定）
- 二 港湾管理者等が、①の命令の相手方が現場にいないために①の措置をとることを命ずることができない場合（放置車両の場合を想定）
- 三 港湾管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に①の措置をとらせることができないと認めて①の命令をしないこととした場合（走行空間が全くなく、外形上、車両等の占有者等による移動が不可能であることが自明である場合等を想定）

また、港湾管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができるものとした。この「やむを得ない限度の破損」とは、災害時の状況に応じて判断されるべきものであるが、車両の移動等に複数の方法がある場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ最も破損の度合いが低いものを選択した結果、生じる破損のことである。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを一部割ることや、車両を重機で持ち上げる際にすり傷やバンパーのへこみを生じさせる場合などを想定しているが、移動スペースが全くなくやむを得ない場合には車両を段積みすることで車両を変形させることも許容されるものである。その際、車両等の占有者等が不在のため港湾管理者等が車両の移動等を行った場合（上記二の場合）には移動の内容を掲示しておくこと、また、車両等を破損した場合には損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、移動の前後の状態を写真等により記録しておくことにより、事後に混乱のないよう努められたい。

なお、上記措置の実施に当たっては、港湾管理者等は、災害応急対策に重要な役割を果たすライフライン施設や電気通信設備等の重要な施設、設備、工作物等は、その機能を失わせないため、極力損傷しないよう十分に配慮するものとする。

また、各種交通対策が的確に行われるためには、都道府県公安委員会として、道路交通に関する情報を把握する必要があるほか、上記措置により移動した車両等の占有者等が盗難に遭ったものと考え、警察に被害申告する可能性があること等から、港湾管理者等は、自ら車両の移動等を行った場合は、当該地域を管轄する警察署長に対して、適切に当該措置を記録した情報の提供を行うものとする。

④ 車両の移動等のために必要な土地の一時使用等について（第4項）

港湾管理者等は、①及び③の措置をとるため、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができるものとした。この場合において、港湾管理者等は、周辺の公用地の有無を確認するとともに、一時使用をしようとする土地の状況等に鑑みて、私人の財産の毀損、周辺環境への影響等、当該土地の一時使用による損失や影響が最小限となるよう、使用する土地を選択し、その使用期間についても、できるだけ短期間とすべきこととなる。その際、土地の所有者が容易に見つからないなどにより同意等なく土地を使用する場合には使用理由を掲示しておくこと、また、土地の一時使用等により私人の財産の侵害となった場合には損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、土地の使用や障害物の処分の状態を写真等により記録しておくことにより、事後に混乱のないよう努められたい。

なお、必要な限度における竹木その他の障害物の処分を行うに当たっては、港湾管理者等は、保安林の立木を伐採した場合などに森林法で定められている事後の届出について災害応急対策の終了後に速やかに対応するなど、関連する規定を遵守し、十分に留意して行うものとする。

（3）移動命令の伝達や車両の移動等を港湾管理者等の名義において行うことについて

（2）①の指定道路区間における車両等の占有者等への移動命令の伝達（法第76条の6第1項）や、（2）③の車両の移動等（法第76条の6第3項）及び（2）④の車両の移動等のために必要な土地の一時使用等（法第76条の6第4項）については、実際には、主として港湾管理者等の職員が行うことが想定されるほか、公権力の行使にあたらぬ事実行為については、港湾管理者等の名義と責任のもとに、港湾管理者等から委託を受けた民間事業者等が行うことが想定される。また、港湾管理者等から協力・応援の要請を受けた国や他の地方公共団体が車両の移動等を行う場合も想定される。さらに、災害派遣活動を行っている自衛隊が、関係法令に基づき、その活動のために車両の移動等を行うといった場合も想定されうる。さらには、消防活動を行っている部隊等が、その活動のためにやむを得ず車両の移動等を行うといった場合も想定されうる。

港湾管理者等においては、現場での混乱を防ぐため、これらの港湾管理者等以外の主体との間で、法に基づく車両の移動等を行うことについての役割と責任の分担等について、民間事業者と協定を締結する、関係者が参加した協議会において策定する事

前計画において明示する等の方法により、平時から、港湾管理者等から要請を受け、又は港湾管理者等の了解を得て指定道路区間内において行われる法に基づく車両の移動等は港湾管理者等の責任において行われる行為であることを明確にし、これを関係者間で共有されたい。また、災害時においては、通信が途絶することも想定されるため、車両の移動等を行うこととなる港湾管理者等以外の主体との間の連絡体制についても整備しておくこととされたい。なお、災害時においては、港湾管理者等から国や他の地方公共団体への協力・応援要請など、行政間の要請は、電話による口頭要請など迅速に行うことができる方法で差し支えない。

この際、法に基づく車両の移動等は、公権力の行使であり、港湾管理者等から委託を受けた民間事業者等が行うことができるのは事実行為のみであるところ、現場での円滑な対応のため、委託業者等行政職員以外の民間事業者等に行わせる場合には、港湾管理者等から委託を受けていること（権限を有する港湾管理者等の意思であること）を明示する書面を手交しておくこととされたい。

また、港湾管理者等以外の者が港湾管理者等から要請を受け、又は港湾管理者等の了解を得て行われる法に基づく車両の移動等の措置をとった場合には、当該措置をとった者は港湾管理者等にその内容を報告するものとし、報告を受けた港湾管理者等は、その報告内容について、警察署長に対して、適切に情報の提供を行うものとする。

2. 都道府県公安委員会からの要請について（法第76条の4第1項関係）

（1）趣旨

都道府県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を行うことができる。したがって、当該規制と港湾管理者等による道路啓開との連携を確保するため、都道府県公安委員会から港湾管理者等に対して、1. の権限の行使について要請することができる規定を設けることとした。

（2）内容

都道府県公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、港湾管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、1.（2）①の指定をし、若しくは命令をし、又は1.（2）③及び④の措置をとるべきことを要請することができるものとした。

都道府県公安委員会から要請を受けた港湾管理者等は、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断されたい。なお、要請を受けて行う措置に係る費用は港湾管理者等の負担となる。

3. 国土交通大臣又は農林水産大臣からの指示について（法第76条の7第2項、第3項関係）

（1）趣旨

緊急通行車両の通行を確保するためには、港湾管理者等の管理する道路を俯瞰的に捉え、発災時には、被災地域外から被災現場までルートを適切に確保することが必要である。しかしながら、被災現場までのルートを確認する上で、広域的な観点からみると啓開が必要であるにもかかわらず、情報の不足等により啓開作業が遅れる箇所が発生することも想定される。

このため、被災現場までのルート全体を広域的に俯瞰して、必要な啓開作業が行われるよう、港湾管理者等が1.の措置を行うに当たって、国土交通大臣又は農林水産大臣が、それぞれ港湾管理者又は漁港管理者に対し、必要な指示を行うことができることとする規定を設けることとした。

なお、市町村から都道府県に対し、また、都道府県から国に対し、道路啓開を要請しようとする場合については、災害対策基本法において、今回の改正による車両の移動等に限らず、災害対策応急対策全般について、被災市町村から都道府県に対し、また、被災都道府県から国に対し、災害応急対策の実施を要請することができ、国及び都道府県は正当な理由がない限り実施を拒んではならないとする規定（第68条、第74条の3）があり、こうした規定を必要に応じて活用しつつ、対応されたい。

（2）内容

国土交通大臣は港湾管理者が管理する道路に関し、農林水産大臣は漁港管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、それぞれ当該港湾管理者又は漁港管理者に対し、1.（2）①の指定をし、若しくは命令をし、又は1.（2）③及び④の措置をとるべきことを指示することができるものとした。具体的には、広域的な観点からみると、車両の移動等が必要にもかかわらず、情報の不足等により作業が遅れる箇所が発生した場合に、当該箇所の車両の移動等を行うよう指示する場合が想定される。

この場合、指示を受けた港湾管理者等は、人員や資機材の関係などで、当該指示を履行しがたいときは、国や都道府県など指示の内容を履行する能力のある者に対して速やかに車両移動に対する支援を要請する等、必要な措置をとるよう努めるものとする。その際、車両の移動等に係る費用は原則として要請した港湾管理者等の負担となる。

4. 損失補償について（法第82条第1項関係）

（1）趣旨

1. (2) ③及び④の措置によって、特定の私人が経済上の損失を被ることが想定されるため、これを正当に補償するため、災害対策基本法の損失補償に関する規定に所要の改正を行うものとした。この場合に行う損失補償は、車両の移動等や、土地の一時使用など、1. (2) ③及び④の措置により生じた損失に対する補償である。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために割ったガラスの修理代、また、擦り傷やバンパーのへこみ、車両の変形の修理代など、車両の移動等に際し生じた損失の修理に要する費用を想定している。

(2) 内容

1. の措置をとった道路の管理者である地方公共団体（港務局を含む）は、1. (2) ③及び④の措置により通常生ずべき損失を補償しなければならないものとした。

5. 施行期日

改正法の施行期日は、公布の日（平成28年5月20日）である。

以 上